

【報告第2号】中標津町水道料金の改定について

料金改定の背景

独立採算制の原則

- 料金は昭和58年4月より36年間改定していない
- 昭和時代に整備した水道施設などの老朽化に伴う施設更新や耐震化の必要性
- 簡易水道事業における水需要の減少、人口減少による料金収入の減への対応

現状の料金体系では必要な収入を確保することが困難

- ・水道事業会計においてH34に当年度純損失の計上
- ・簡易水道事業においてH34に財政調整基金が枯渇

公平性の観点

- 用途別「営農用」の割合について、有収水量の割合に対する水道料金の割合が不釣り合いで他の区分と公平性に課題。（営農用区分の利用者が水を使用している割に料金負担が少ない状況）

【参考】全体における営農用の割合 (P3)

- ・水道事業：有収水量(6.8%) > 水道料金(2.4%)
- ・簡水事業：有収水量(87.7%) > 水道料金(68.3%)

公営企業会計への移行

- 総務省より簡易水道事業・下水道事業については、平成31年度から平成35年度末までに公営企業会計へ移行するよう通知があったところ。

(人口3万人未満の地方公共団体は、これまで「できる限り移行」との要請であったが、H31.1月に「原則移行」との通知があった。)

次期水道ビジョンの策定に向けて

- 現在の中標津町水道経営戦略(水道ビジョン)はH27からH36までの策定期間となっており、H37から次期ビジョンがスタートする。

(事業検証及び次期ビジョンにおける事業内容と収支の見通しの把握を行う必要性あり)

料金改定の考え方

持続可能な水道事業経営を行い、水の安定供給を確保するため、

- 1 喫緊の課題である簡水会計の収支不足の改善を図るため、H32年4月に水道料金を一部改定し、経営基盤の強化を図る。
- 2 将来的にはH37の全面改定を検討する。

○H32.4月から用途区分「営農用」の料金を改定。

○算定期間はH32～H36までの5年間とし、今後は5年ごとに見直しを検討する。(水道料金算定要領)

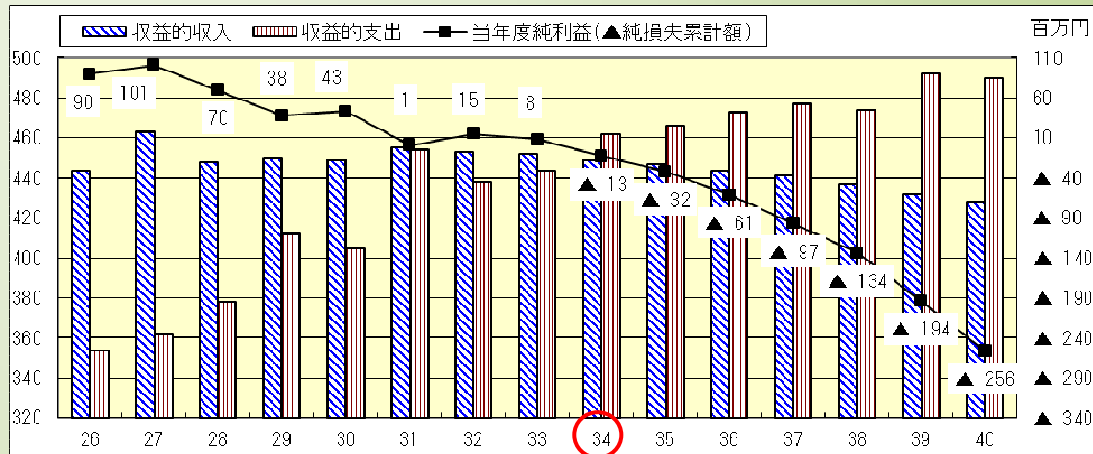
○水道料金全体の見直しについては、簡易水道事業の公営企業会計移行を踏まえたのち、水道事業・簡易水道事業を一体とした総括原価方式の考え方に基づき改定を行うことが望ましい。

ロードマップ

	H32	H33	H34	H35	H36	H37
料金改定	一部改定	→			料金見直しを検討	全面改定
水道ビジョン(H27~36)	→				→	次期ビジョン
公営企業会計へ移行	調査研究・移行事務・固定資産台帳整備・システム整備			公営企業会計適用	→	
総合発展計画	第6期	第7期(前期~H37)		→		

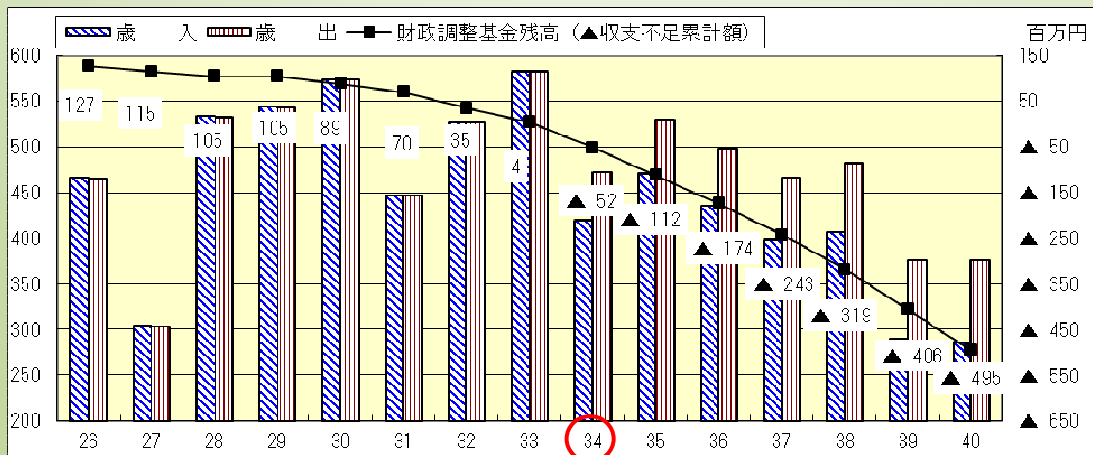
各会計の財政推計

○水道事業会計 収益的収支の推移



- ・水道事業会計において H34 に当年度純損失の計上
(料金回収率の低下、企業債残高対給水収益比率の増加)

○簡易水道事業特別会計 歳入歳出の推移



- ・簡易水道事業において H34 に財政調整基金が枯渇
(料金回収率の低下、H34 において H29 末 1 億 5 百万円の残高が枯渇、収支▲5 千 2 百万円)

収支改善への取組

水道事業の傾向と取組

- 収支状況はマイナスの見込み
- 最低限必要な建設投資を行うため内部留保資金を活用し企業債を圧縮する取組
- 独立採算制の原則に立ち、料金改定を行い収支バランスの安定化を図る必要

簡易水道事業の傾向と取組

- 収支状況はマイナスの見込み
- 最低限必要な建設投資を行うため地方債は圧縮できず、償還金はプラス傾向
- 独立採算制の原則に立ち、料金改定を行い収支バランスの安定化を図る必要（一般会計繰入金に頼らない経営）

- 簡易水道事業の公営企業会計への移行 (H35 末まで)
- 次期水道ビジョンの策定 (H37)
を見据えた料金改定を行う必要があるが

H34 年度には、簡易水道事業会計において
 ○財政調整基金が枯渇する
 ○収支が約 5 千 2 百万円のマイナスとなる
 ことを解消することは必須

対策

- ① H32 年 4 月に水道料金を一部改定し財政安定化を図る。
(喫緊の課題解決)
- ② 将来的には H37 の全面改定について検討する。
(中長期的な収支見込)

根室管内の水道料金

平成30年度根室管内1市4町における家庭用水道料金及び料金体系
【家庭用比較】

団体名	家庭用1ヶ月水道料金 (消費税額等込み)					料金体系等	
	基本水量	基本料金	超過料金 (1m³)	20m³料金	中標津町比較		
中標津町	8m³	1,620円	205円	4,082円	—	用途別	
別海町	5m³	965円	178円	口径13mm	4,067円	▲15円	用途別、口径別、その他
				口径20mm	4,185円	103円	
標津町	5m³	1,028円	123円	2,762円		▲1,320円	用途別
	8m³	1,285円					
羅臼町	7m³	2,070円	300円	口径13mm	6,360円	2,278円	用途別、口径別
				口径20mm	6,470円	2,388円	
根室市	5m³	972円	226円	口径13mm	4,492円	410円	用途別、口径別
	8m³	1,306円		口径20mm	4,600円	518円	
平成31年 4月改定	—	口径別	水量段階別	口径13mm	5,281円	1,199円	用途別、口径別 昭和56年10月以来改定
				口径20mm	5,421円	1,339円	

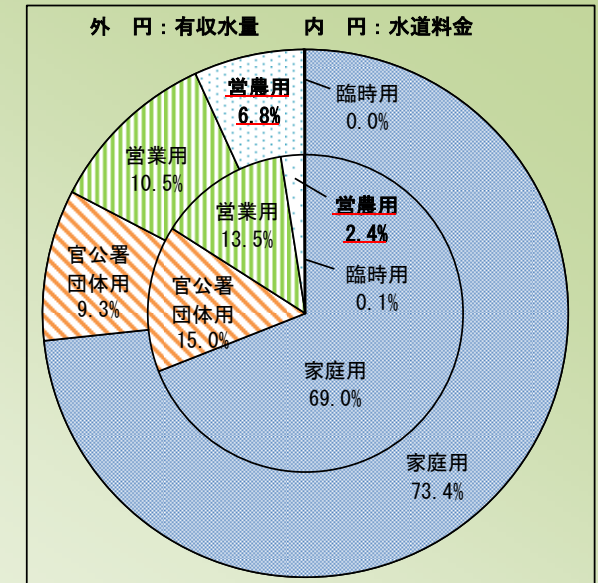
【営農用比較】

団体名	基本水量	基本料金	超過料金 (1m³)	税	1ヶ月100m³		1ヶ月300m³		備考
					水道料金	中標津町比較	水道料金	中標津町比較	
中標津町	50m³	5,000円	70円	抜	9,180円	—	24,300円	—	
別海町	60m³	6,480円	90円	込	10,549円	1,369円	28,549円	4,249円	25mm469円換算
標津町	40m³	3,809円	57円	抜	7,807円	▲1,373円	20,119円	▲4,181円	
羅臼町	—m³	1,650円	成牛1頭370円	込	20,660円	11,480円	20,660円	▲3,640円	25mm510円・50頭換算
根室市	0m³	2,950円	10・140・210円	抜	22,950円	13,770円	68,310円	44,010円	平成31年4月以降分

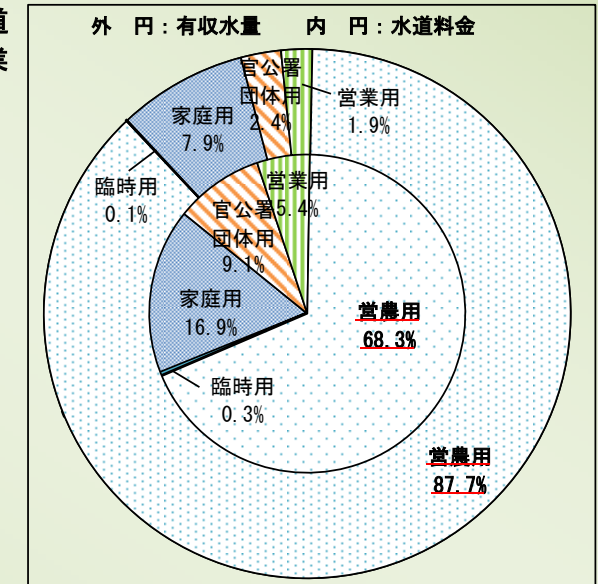
平成34年度の収支マイナス(簡易水道事業)を解消するため、喫緊の対応として平成32年4月から「営農用」における超過料金を見直し、併せて財政調整基金への積立を行うことで水道の基盤強化を図っていきたい。

用途別有収水量と水道料金の負担割合

水道事業



簡易水道事業



料金改定試算パターン

営農用超過 1 m³ 70 円（現行）を改定した場合における年間の収入増の試算（H32）

改定料金(税抜) (カッコは増分)	水道事業			簡易水道事業		
	影響額	1 契約あたり (総支払額)		影響額	1 契約あたり (総支払額)	
		平均	最高		平均	最高
①190 円(+120 円)	+13, 129 千円	+70 万円 (120 万円)	+212 万円 (340 万円)	+118, 446 千円	+38 万円 (66 万円)	+240 万円 (392 万円)
②140 円(+70 円)	+7, 733 千円	+43 万円 (90 万円)	+125 万円 (250 万円)	+69, 766 千円	+22 万円 (50 万円)	+142 万円 (292 万円)
③130 円(+60 円)	+6, 653 千円	+37 万円 (84 万円)	+107 万円 (234 万円)	+60, 029 千円	+19 万円 (47 万円)	+122 万円 (272 万円)

料金改定実施スケジュール

年 月 日	中 標 津 町	議 会 ・ 常 任 委 員 会	運 営 委 員 会
平成 30 年 7 月 23 日	町長・副町長・総務部 財政状況説明		
8 月 6 日			上下・簡易水道運営委員会 財政状況説明
10 月 29 日	町長・副町長・総務部 水道料金改定の方向性説明		
11 月 22 日		産業建設常任委員会 水道料金改定の方向性説明	
平成 31 年 2 月 26 日		産業建設常任委員会 水道料金改定の説明（口頭）	
4 月～	町長・副町長・関係部署 水道料金の改定説明（随時）	産業建設常任委員会 水道料金の改定説明（随時）	上下・簡易水道運営委員会 水道料金の改定審議（随時）
9 月定例会		中標津町議会 水道事業給水条例の改正	
10 月～	住民周知 広報・周知チラシ		
平成 32 年 4 月 1 日	水道事業給水条例の施行 水道料金(営農用)改定		

<基本方針>

地方公営企業法による「独立採算性の原則」に則り、水需要の変化、資本投資による財政状況などを勘案した中で、営農用と各用途区分との是正を図ることに主眼を置き水道料金の改定を行う。

ア 料金算定期間

平成 32 年度～平成 36 年度の 5 年間

長期に渡る算定期間は、経済動向や水需要の変化など不確定要素が多く、「水道料金算定要領」でも概ね 3 年から 5 年が妥当な期間とされていることから 5 年間とする。

また、平成 35 年度末までに法非適用事業である簡易水道事業特別会計の公営企業会計への移行や平成 37 年度に次期、中標津町水道ビジョンの策定も踏まえると 5 年間で望ましい。

イ 算定方法

簡易水道事業特別会計の収支均衡と総括原価方式（水道事業会計）を基本とした算定

ウ 料金体系

営農用の超過料金を引上げ

今回の改定は、簡易水道事業特別会計の収支改善を図ることを主として、営農用と外の用途区分との負担割合の見直しを図る。また、水道事業会計の営農用とは、同一の料金体系を維持することから、水道事業会計の営農用についても引上げ改定を行う。

具体的には、営農用の平均的な使用水量である 300 m³をベースに、家庭用の 75%（現行 40%）の範囲内で料金設定をする。

エ 料金改定時期

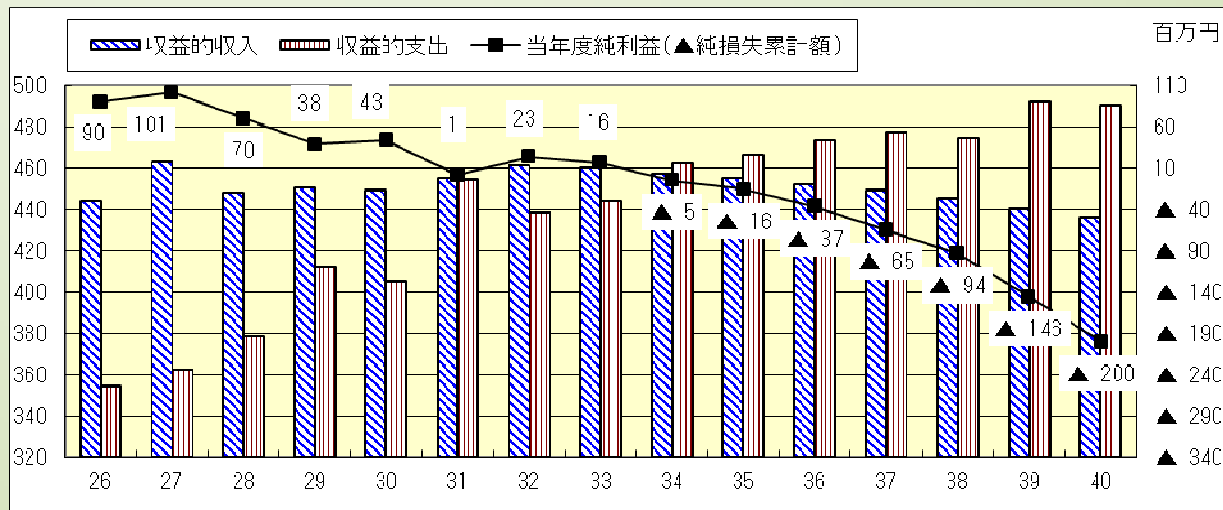
平成 32 年 4 月 1 日

平成 31 年 9 月定例会にて中標津町水道事業給水条例の改正を行い、その後、周知期間を設けて、平成 32 年 4 月 1 日新規使用分（平成 32 年 4 月以前から継続的に使用している方は 5 月分）から改定後の料金とする。

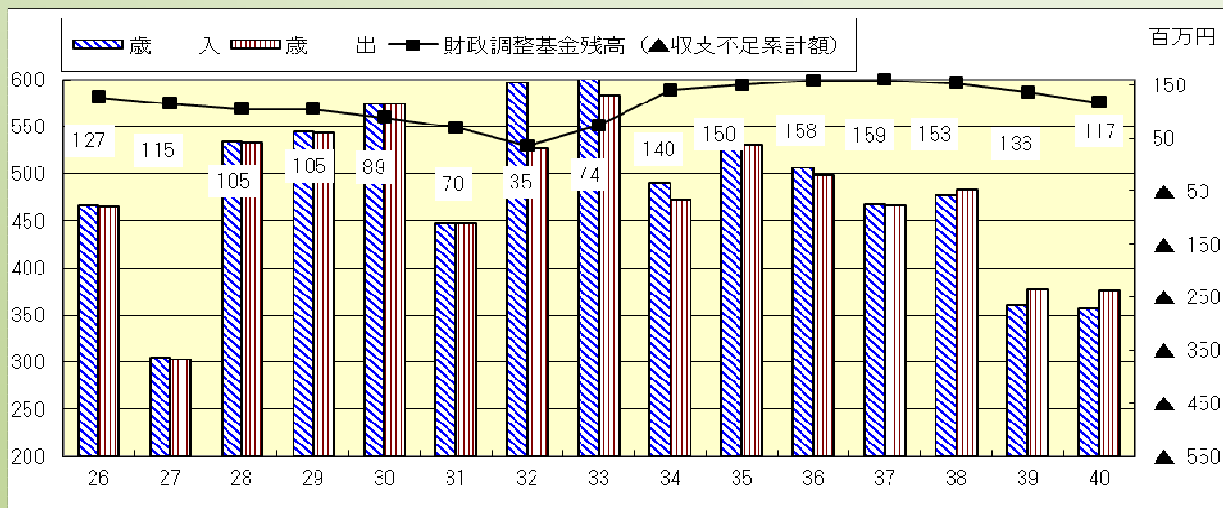
(参考資料)

料金改定試算 「営農用 超過1㎡70円(現行)を140円(+70円)とした場合」

○水道事業会計 収益的収支の推移

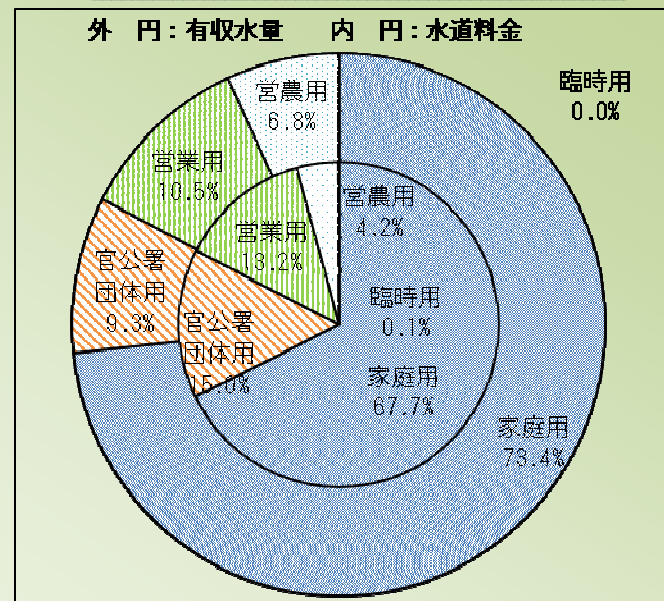


○簡易水道事業特別会計 歳入歳出の推移



用途別有収水量と水道料金の負担割合

水道事業



簡易水道事業

